

愛媛県美術館

研究紀要 第12号

BULLETIN

THE MUSEUM OF ART, EHIME

伊予三津浜九霞楼上の田能村竹田

梶 岡 秀 一

一 前提

平成二十四年（二〇一二）十二月二十二日から翌年一月二十七日にかけて愛媛県美術館は「出光美術館所蔵 文人画名品展」を開催し、出光美術館から、池大雅筆《十二月離合山水図屏風》、与謝蕪村筆《山水図屏風》、浦上玉堂筆《雙峯挿雲図》一幅（いずれも重要文化財）をはじめとする所蔵の日本文人画の名品約六十点もの出品を賜った（註1）。

この展覧会の象徴ともなった作品が田能村竹田筆《三津浜図》である。伊予国和氣郡三津浜（現在の愛媛県松山市の三津浜地区）の真景図で、もともとは三津浜町の松田家にあつたから、数十年振りの里帰りと言える。

真景図と聞けば近代の風景画のような実景の形似を連想しやすい。例えば江戸文人画の巨匠、谷文晁の《公余探勝図卷》（重要文化財）は洋風の表現も取り込んでいて近代の風景画に近い面もあり、そのような連想を容易に裏付ける。しかるに真景図とは元来、池大雅の周辺に始まって文人画家の間に普及した概念である以上、形似それ自体を追求する営みではなかった。

三津浜の往時の姿を伝える竹田の《三津浜図》も、昔日の研究では、竹田が現地の景観を眼前にしてその様子を写した作であると考えられ、ゆえに落款に記された天保五年（一八三四）十一月に竹田が当地へ来訪したことを裏付ける史料としても使用されてきた。しかるに文人画家らしい文人画家である竹田が形似に徹するはずがない。竹田筆《三津浜図》が現実の景観の写実ではなく、唐土の景勝

に見立てられた風景の、漢詩に詠まれるに相応しい雅趣の表現であると考えられることは、出光美術館の宗像晋作氏によって論証された（註2）。論証は詳細で、広がりのある知見を含有するが、要点としては、

（1）竹田が三津浜の富裕の酒造家、九霞楼主人、松田渙卿（号酔樵）の需めに応じて《三津浜図》を制作したのは大坂へ滞在していた間のことであり、三津浜へ来て制作したわけではないと考えられること、

（2）松田渙卿は、自身の居所（別邸）である九霞楼から眺望することのできる三津浜と瀬戸内海の景色を唐土の風景に見立て、雅趣を見出して瀟湘八景を連想させる九霞楼十二景をそこに設定し、九霞楼眺望之図に表して説明して、頼山陽をはじめとする当代一流の文人多数にその図を添えた書状を送付して詩文の作成を依頼していたこと、

（3）竹田にも同じように依頼したに相違なく、天保五年に彼の制作した《三津浜図》の内容が、十二年前の文政五年（一八二二）に彼の大親友の山陽が制作した文章『九霞楼記』の記述に一致すると見えるのは、同じような図に基づいたからであること、

（4）竹田は《三津浜図》において実景の形似を目指したのではなく、山陽の文章の内容を画像化したものでもなく、渙卿から送付されてきた九霞楼眺望之図に基づいて九霞楼十二景の趣を描いたが、竹田は過去に三津浜を訪れたことがあつたことから、そのときの感興が図に生命力と詩情を生んでいると考え

られること

等が挙げられよう。

本稿の目的は、この説に全く首肯しつつ、説を補い得る材料として、従来の竹田研究において使用されることがなかったと思しい史料を新たに提出することにある。それは竹田の詩文を新たに追加すると同時に、彼の生涯における細部の動向を明らかにし得る史料でもある。

二 九霞楼詩文集

ここに提出する史料とは、松田渙卿が編んだ『九霞楼詩文集』（又は『九霞楼詩文巻』）に他ならない。この編者が竹田に『三津浜図』を求めた人物であるのは言うまでもない。

松田渙卿（一七八五—一八四二）は、三津浜の洲崎町において海産物問屋と清酒醸造業を営んだ唐津屋の第十代で、代々の名である次郎右衛門を名乗り、当地を代表する富裕の商人だったのと同時に、養母の父にあたる俳人の栗田樗堂に学んだ俳人でもあり、樗堂の顕彰にも努めていた。諱を渙卿と称して、浩斎、修甫、酔樵、聴鷗軒と号し、別邸として九霞楼と帯江楼を営んだことから九霞楼主人とも帯江楼主人とも称したほか、俳人としては寒桃、三千雄の号を用いた。松山藩校の明教館で教授をつとめた日下伯巖（号陶溪）をはじめ数多の文人と交際し、風雅に耽り、詩文に長じた。三津浜の文苑の顔だったのである。文化八年（一八一—）三月十二日には、九霞楼から瀬戸内海側に眺望することのできる絶佳の十二勝を選んで九霞楼十二景を定めたが、選定の作業を、松山藩に仕えた宇佐美淡斎、杉山熊台、大高坂舎人の儒者三名にわざわざ囑っていたことは、九霞楼の風景への想いが並大抵ではなく深かったことを物語る（註3）。

渙卿の編んだ全四巻（元、亨、利、貞）の『九霞楼詩文集』は、竹田、山陽のほか、頼杏坪、頼養堂、宇津木静斎、亀井昭陽、古賀穀堂、山縣太華、仙厓、篠崎小竹、帆足萬里、頼春風、熊谷直好、中島棕隠、菅茶山、大窪詩佛、菊池五山、

松崎謙堂、朝川善庵、日根野鏡水、貫名海屋、雲華、北条霞亭、斎藤拙堂、広瀬旭莊、広瀬淡窓、佐藤一斎のような遠方の著名人から、松山藩の日下伯巖、伊予小松藩の近藤篤山、そして栗田樗堂のような身近な人まで、二百名以上の文人の詩文を収録している。九霞楼のこと、帯江楼のこと、渙卿（浩斎）自身のこと、九霞楼十二景のこと等を主題にした詩文の集成である。

元、亨、利、貞の全四巻中の元の巻には山陽の『九霞楼記』も収録されているが、その文中に「今茲に豫人松田渙卿、其の居る所の九霞楼の圖を以て来示して記を請ふ。余、欣然として圖を展べて之を按ず」とあるように（註4）、渙卿は九霞楼十二景を説明した九霞楼眺望之図を、書状に添えて各地の文人に送付（「来示」）して、図に基づいた詩文の制作を依頼していた。収録された詩文の多くはそれに応じた文人によって各人の居所等で制作されて九霞楼まで返送されたものだが、中には、実際に伊予三津浜へ遊び、九霞楼を訪ねた文人によって楼上で制作されたものもある。

本稿で扱う詩文集のテキストは、昭和六年（一九三一）六月から七月にかけて伊予史談会が三津浜町の松田定五郎の家を訪ね、同家蔵の詩文集の写本から謄写して作成した本であり、愛媛県立図書館の伊予史談会文庫の蔵書であるが、同じ内容の写本が愛媛大学附属図書館にも蔵される（註5）。何れも写本からの写本であり、原本からの写本ではないが、思うに、各地の文人から送付された自筆の書画こそが原本であるから、それを筆写して編集して成立した全四巻の詩文集は写本としてしか存在しないとと言える。実際、山陽筆『九霞楼記』の原本は出光美術館に現存している。

伊予史談会創設者の西園寺源透は、明治四十二年（一九〇九）八月、渙卿が編んだ『九霞楼寄題人名録』の写本を作成したが、その序文には、同年の七月二十日、三津浜の松田家を訪ねて当主の松田定五郎に話を聞いたとき、伝来の書画の一部として、山陽筆『九霞楼記』、竹田筆『三津浜図』、古賀穀堂筆『浩斎記』、頼杏坪筆『帯江楼詩哥』等を実見したことを記した（註6）。このことから、原本が全

四巻の詩文集とは別に大切に保存されていたことを確認できる。

全四巻を見渡したところ竹田の記事が三ヶ所にある。まずは記事を全て、句読点を補いつつ引用する。

【一】

「乙未六月初三日渡育王洋作。

薩海斜通豊豫間、潮声頽處是夷蠻、

層螺豊出天邊縁、佐賀関南海部山。

渡洋之翌四日、抵豫州御津濱、候潮、奉訪醉樵雅契、酒間、録乞政。

竹田生憲。

竹田先生氏田能村名孝憲字君彝号竹田通称行蔵、豊後岡之藩中。

天保六年乙未六月四日揮毫于九霞楼上。

全年八月廿九日卒於浪華藩邸、享年六十。」

【二】

「馬銜古城。

城空狼火盡、荒廢到于今、即喜昇平久、唯看草木深、

東風開海氣、晴日發秋陰、鬼哭聽難得、騷人求自喑。

竹田生憲。

己丑冬至前三夕、被酒、過醉古齋、主人出書開示、廼豫人九霞松子托主人、促予

作馬銜古城詩也。松子嘱此後已六年餘、而詩未成、而徵索倍厚。嗚呼、予海隅鯁生、

才學空疎。不知何故錯愛如此、說不可解。即挑燈、卒作醉餘隨筆律。不能細、松

子一讀必謂、所見弗及所聞矣。或賜叱正附之卷末幸甚。

憲重識。

文政十二年己丑十一月廿四日作。」

「馬脚古城。

城空狼火絶、處々送鳴禽、即竟昇平久、唯看草木深、

和風開海氣、晴日散秋陰、鬼哭聽難得、騷人未自喑。

竹田生。

時醉、既甚不知字做何様。

文政十三年庚寅十二月、改作於浪華松本氏醉古齋、豊後岡藩田能村行蔵。

海内名士録出、海内才子詩初集之一人。

文政十七家絶句集曰、竹田先生田孝憲字君彝別號竹田、豊後人、安永五年丙申生、

有竹田莊詩文集若干卷。天保六年乙未八月廿九日物故享年六十。」

【三】

「圖。

甲午南至日寫爲醉樵雅契笑政。

竹田生憲。

文政十七家絶句集曰、竹田先生田孝憲字君彝別號竹田、豊後人、安永五年丙申生、

有竹田莊詩文集若干卷。」

以上三つの引用の内、一つ目は『九霞楼詩文集』全四巻中の元の巻にあり、巻頭の目録では甲「九霞」の「廿八、竹田憲七絶」と記される。二つ目は利の巻にあり、目録では「撫勝真趣」の「卅八 田能村竹田之全 全」と記されるが、これは「田能村竹田之馬銜古城 五律」を表している。三つ目は貞の巻にあり、目録では「廿四 田能村竹田画賛」と記される。

全四巻（元、亨、利、貞）のこの詩文集は「九霞」、「浩齋」、「帯江」、「寄題九霞楼十二勝」、「九霞楼」、「撫勝真趣」等の項目を立て、数多の詩文を分類整理して収録しているから、制作年代順に並べているわけではない。実際、ここに引用した記事では一つ目が最も新しく、二つ目が最も古い。

以下、ここに引用した三ヶ所の記事を年代順に見ながら、竹田と九霞楼との接点の歴史を考証してみたい。

三 馬銜古城詩

二つ目の引用文には文政十二年（一八二九）の記事と文政十三年の記事が含まれる。文政十二年に竹田は松田渙卿の需めに応じて九霞楼十二景の一である馬銜古城の詩を作り、翌年にそれを改作したことが判る。

馬銜古城とは、中世の忽那諸島に勢力を築いた忽那一族が伊予本土における拠点として設けた忽那山城の跡で、三津浜の南にある忽那山にあり、昭和期の開発で破壊されたが、竹田の生きた時代には遺されていた。城の名は銜山城とも轡山城とも書かれたから（註7）、馬銜古城という表現には含蓄がある。

この城跡を詠んだ詩を竹田が文政十二年に作り、翌年に改作したことが、二つ目の引用文に含まれる二つの記事から判る。しかし行間に含まれる情報はそれだけにはとどまらない。

竹田が最初に馬銜古城詩を作ったのは文政十二年十一月二十四日、冬至前三日の夕だが、詩の制作を渙卿から需められた最初の時点はさらに六年以上も遡る。単純に計算するなら文政六年のことだったと推定される。そのとき渙卿は、九霞楼十二景について説明した九霞楼眺望之図を書状に添えて、竹田に送付したに相違ない。しかし竹田は依頼に応じなかったようだ。理由を想像するに、渙卿との面識がなかったからだろうか。

需めに応じないまま六年余を経た文政十二年の冬至前三夕、竹田は大坂の醉古斎で酒に酔っていたが、醉古斎主人は、伊予の九霞楼の渙卿から届いた催促の書状を彼に見せた。詩を求める渙卿の思いは一段と厚くなっていた。竹田は「嗚呼、予は海隅の鯁生、才學空疎」と嘆きつつも醉余の筆に随って律詩を作った。この詩を一読すれば流石の渙卿も竹田の才が評判に違うことを思い知って呆れるのではないかと竹田は謙遜し、渙卿には叱正の語を書き足してもらえれば幸甚であるとまで記した。

竹田に対する渙卿からの催促の書状を取り次いだのが、大坂の醉古斎主人、松本醉古である事実は注目に値する。六年前に渙卿から竹田へ送られた最初の書状

も、同じく醉古が取り次いだのではないかと想像される。

渙卿と醉古の間にどのような関係があったのかは明らかではない。しかし竹田が醉古を知っていたことはよく知られている。醉古は医師で、蘭学にも通じた京都の医師である小石元瑞の高弟であり、竹田は子息の太一に医術を学ばせるため元瑞の塾へ入門させたが、太一を直接指導する役目を醉古が担うこともあったらしく、文政十三年六月一日付の太一宛の竹田の書簡には「大坂滞在中ハ松本君二師事して医事ヲ専ラ心掛ル事第一也」と記され（註8）、醉古に対する信頼の程も窺える。その名は、彼のために竹田が制作した《亦復一楽帖》（重要文化財）を山陽に奪われた気の毒な人物としても馴染み深い。

竹田が醉古を知ったのは何年だろうか。竹田が太一を連れて初めて元瑞を訪ねたのは文政六年五月十四日であるから（註9）、同年中には醉古を知った可能性がある。しかも竹田は同年三月十四日に大坂へ到着して以降、翌年一月十六日に京都を発つまでの十ヶ月間を京都や大坂で過ごしていた（註10）。その間、大坂の醉古斎に滞在する夜があった可能性も十分に想像される。

それから六年余を経た文政十二年の竹田は、太一と高橋草坪を連れて四月に豊後を出発し、五月二日に大坂へ着いて、太一を京都の元瑞に再入塾させたが、自身は大坂に留まり、自著の出版へ向けた作業に精出しながら、十二月中旬に京都へ移るまでの間、主に大坂で過ごしていた。十一月十五日以前には有馬へ行き、七日間そこに滞在したのち伊丹へ移ったが（註11）、同月二十四日の夕に醉古斎に滞在することは可能だったと考えられる。

渙卿が竹田宛の書状を醉古に託したことは、文政十二年の時点でも、渙卿と竹田の間に面識がなかったことを物語るように思われる。同年の竹田は豊後から大坂へ行く途上の四月二十六日、三津浜へ上陸して、その北にある港山よりもさらに北にある梅津寺に遊び、その景観を詩に詠んだが、翌日には安芸の御手洗へ到着したから（註12）、九霞楼に立ち寄る程の余裕はなかったろう。

反面、竹田が梅津寺を訪ねてその景観を詩にしたとの噂は、やがては渙卿の耳

にも及んだかもしれない。渙卿が馬衝古城詩を催促する書状をこの年に送付したのはそのゆえではなかったかとも想像してみたい。

ところで、渙卿が竹田に最初に詩を求めたのが文政六年であるなら、それは渙卿が山陽から文章を得て間もない時期だったと判明する。「豫人松田渙卿、其の居る所の九霞楼の圖を以て来示して記を請ふ」に応じて山陽が『九霞楼記』を書いたのは「文政五年歲壬午に在るの孟春十又六日」であり、渙卿からの依頼を竹田が受け取ったのはそれから約一年後だからだ。文政六年の大半を京都で過ごした竹田が特に山陽とは濃密に接していたことを踏まえるなら、尽きることなく会話を楽しんだ兩名の話題が九霞楼の未知の友にまで及んだ可能性は、想定されてもよいのではないだろうか。

四 馬衝古城詩

文政十三年（一八三〇）は十二月十日に天保元年へ改まるが、この十二月、竹田は前年十一月に作った詩「馬衝古城」を改作して題も「馬衝古城」へ改めた。詩の後には「竹田生。時に既に酔ひ、甚だ字の何様に倣ふかを知らず。」と記したが、さらに「文政十三年庚寅十二月、浪華松本氏醉古齋に於いて改作す。豊後岡藩田能村行蔵」とも記したから、このときも大坂の醉古齋に滞在していたと判る。渙卿と竹田をつなぐ役割を果たしたのは、ここまでの時点では常に醉古であると思われるだろうか。

同年、一月二十五日に岡城下へ帰国した竹田は、十一月に再び京都へ向けて出発し、十二月二日に兵庫へ到着して、大坂へ入ったが、京都へ上ったのは十二月二十二日であり（註13）、大坂の醉古齋に滞在したのは十二月の二日から二十一日までの間の出来事であると考えられる。

改作の理由は明らかではなく、渙卿が修正を求めたのか、むしろ竹田自身が満足できないものを感じていたのかは定かではない。何れにせよ、改作の詩を送付し直してきた竹田の誠意は、渙卿に大いに感銘を与え、信頼を抱かせたのではな

いだろうか。渙卿はその後さらに竹田に対し、九霞楼十二景を眺望する真景図の制作をも依頼したのである。

五 三津浜図

三つ目の記事が《三津浜図》の落款であるのは言うまでもない。「甲午南至日、醉樵雅契の爲めに寫き、笑んで改す。」と記し、天保五年（一八三四）十一月の冬至に作品を完成させたことを伝える。

場所については何も伝えていないが、同年八月二十六日に大坂へ到着し、九月十一日に寓居を中之島へ移した竹田の動向（註14）を踏まえるなら、大坂の中之島の寓居において制作したと考えるのが自然である。制作を依頼する渙卿からの書状を竹田に取り次いだのは、このときも醉古だろうか。

無論このときも渙卿は九霞楼十二景を説明した九霞楼眺望之図を書状に添えていたに相違ない。図を送付して、その図に基づいた図の制作を依頼するというのは、普通に考えれば奇妙な話ではある。しかし、むしろこの点にこそ竹田に対する渙卿の敬意と信頼が表れている。いわば図を画に変容させてそこに诗情と品格をこめることを、渙卿は竹田に期待していたように想像できるからだ。

渙卿は竹田筆《三津浜図》に、九霞楼の数多い詩文書画の中でも特別な価値を認めていたように思われる。なぜなら『九霞楼詩文集』全四巻の目録を見渡してみれば、絵画作品に記された文字を収録した例は、貞の巻におけるこの「田能村竹田画賛」のみかと思えるからだ。しかもこれは実際には画賛でさえもなく、十七文字の落款でしかない。落款をここまで特別に扱っている事実は、そのように扱われた作品の特権性を証明する。竹田筆《三津浜図》が九霞楼を象徴する特別な絵画として位置付けられていた可能性が窺えよう。

これに関連して山陽筆『九霞楼記』の特権性の気配にも及んでおきたい。西園寺源透は、明治四十二年（一九〇九）八月、『九霞楼寄題人名録』写本に寄せた序文に「頼山陽翁ノ撰タル九霞楼ノ記アリ章句精練文字謹嚴實二世二稀ナルモノナ

リ初メ主人附近實景ノ画圖及形狀風致ヲ記シタル書ヲ送リテ翁ニ記ノ撰文ヲ求ム翁ノ撰文到ルニ及ヒ主人意ニ滿タズ其差異ノ點ヲ書シテ又夕撰ヲ求ム此ノ如クスルコト三回ニシテ遂ニ満足ノモノヲ得タリト云フ」と記した(註15)。渙卿は山陽から「九霞楼記」の初稿を返送されたとき、文中に記述された内容の誤認等を指摘して修正を求め、結局、三度もの修正を経た末に最終稿を受け取ったのである。あの名文は山陽と渙卿の合作だったと言えるのかもしれない。このような話は他の作品については特に記されていない。西園寺源透が序文に記した話は、明治四十二年七月二十日、三津浜の松田定五郎を訪ねて伝来の書画の一部を見るともに家の来歴を聞いたときに得た知見に基づいている。こんなにも興味深い話が山陽の『九霞楼記』についてのみ伝えられている。松田家代々の当主にとつてのその重要性は明らかだろう。渙卿以来の松田家の人々の間で、山陽のあの文章が九霞楼の風流と唐津屋の栄華を象徴する特別な文章として位置付けられていた可能性は、想像されて然るべきではないだろうか。

山陽筆『九霞楼記』が九霞楼を象徴する文章、竹田筆『三津浜図』が九霞楼を象徴する絵画として位置付けられていたとすれば、両者が成立においては連動していなかったとしても、鑑賞においては相互に照応し得る対をなしていた可能性が出てくるように思われる。

六 乙未六月初三日渡育王洋作

一つ目の記事は最も注目に値する。なぜならここには「乙未六月初三日、育王洋を渡りて作る」と題され、「薩海、斜通すれば豊豫の間。潮声の頰へる處、これ夷蠻。層をなす螺のかさなり出づるは天邊の縁。佐賀関の南、海部の山。」と詠われた後に続けて、「渡洋之翌四日、豫州御津濱に抵り、候潮し、酔樵雅契を訪ね奉りて酒間、乞ふを録して政す。竹田生憲」と記されてあるからだ。詩は竹田の最期の年にあたる天保六年(一八三五)六月三日、佐賀関から瀬戸内海へ到る船上で抱いた想いを表しているが、詩を作ったのは翌日、三津浜に上陸し、九霞楼主

人を訪ねたときの出来事に他ならない。

文中に「酒間」とある以上、この六月四日、九霞楼に渙卿を訪ねた竹田は、九霞の酒で歓迎を受けながら一夜を過ごしたと想像される。

渙卿は唐津屋と号した酒造家であり、山陽は『九霞楼記』において「余、九霞の名を得る所以を未だ審らかにせずと雖も、九醞流霞、古以て美酒と目すれば、則ち意ふに樓上に常に此の物あり」と述べ、仙人の酒である「流霞」にも似た美酒として唐津屋の「白(清酒)」を称え、九霞楼の号をそれ由来するものとして解したが、山陽が「其一酔を共にせん」と詠った九醞流霞の美酒を、竹田は味わい得たわけである。また、唐津屋は海産物問屋でもあったから、山陽が「樓下に魚市あり、萬鱗は撥刺とし、樓主人、日々鮮を撃ち、白を浮かべ、以て海山の觀を恣にするを知るべきなり」と書いたように、賓客の前には三津浜の朝市を彩る瀬戸内海の鮮魚も並べられたことだろう。

この日の前後の動向を確認しておけば、竹田が郷里から京へ向かうべく諸友に見送られて出発したのは同年の六月一日で、同月七日に安芸の御手洗を発した竹田は、翌日には大坂へ到ったことが知られている(註16)。瀬戸内海を北上して御手洗へ行く直前の六月四日から五日にかけて、三津浜へ上陸して九霞楼に宿泊していたとしても何も不自然な点はない。

竹田が九霞楼を訪ねたことを伝える唯一の記事がこれであり、恐らくは最初で最後の訪問だったに相違ない。大坂の中之島の岡藩蔵屋敷で太一と小石元瑞に看取られながら病により逝去する日の約三ヶ月前であり、候潮(潮待)のための停泊という偶然が生じた出来事だった。

なお、竹田の自筆によるこの詩の原本は、九霞楼の跡地から道一本を隔てた場所に位置する登録有形文化財「森家住宅主屋」の二階に開設されている三津浜資料館に現存している。

興味深いことに、冒頭の「乙未六月初三日渡育王洋作」は、原本では「乙未六月初四日渡育王洋作」と書かれ、「四」の右脇に「三」が添えられている。これは

写本からは得ることのできない情報である。詩に詠ったのは六月三日の航海だが、詩を書いたのは六月四日であるから、酔中の竹田が迂闊にも日付を混同し、このように訂正したことが判る。誤りを指摘したのは渙卿だったろうか。稀代の大文人でさえ筆を誤ることがあるのを目の当たりにして九霞楼上に参集した皆が陽気に談笑する様子をも、想像してもよいのかもしれない。

原本でしか得られない情報として、落款「竹田生憲」の左脇に白文連印「竹田老圃」が捺されてある点も挙げておく（註17）。

七 竹田と九霞楼主人との交流史

ここまで論じたところをまとめておこう。

竹田が三津浜の渙卿の存在を知ったのは、文政六年（一八二三）五月以降のことではないかと考えられる。恐らくは小石元瑞門下の松本醉古を通じて、渙卿からの書状を受け取ったのが最初ではないだろうか。内容は九霞楼十二景の一である馬衝古城を主題にした詩の制作の依頼で、九霞楼十二景を説明した眺望之図が添えられていたと思われる。しかし竹田はそれに応じなかった。

以後、六年余が経過した。文政十二年（一八二九）、豊後から大坂へ行く途上の竹田は四月二十六日、三津浜へ上陸して梅津寺に遊んだが、浜辺に建つ九霞楼に寄る暇はなく、渙卿に見えることもなかったと想像される。ところが、同年十一月二十四日の夜、大坂の醉古の家に滞在していた竹田は、醉古を通じて渙卿からの催促の書状を受け取るに至り、漸く馬衝古城詩を制作して返信した。

しかし渙卿が修正を求めたのか、それよりはむしろ竹田自身が満足できないものを感じていたのか、翌年の十二月、再び大坂の醉古の家に滞在した竹田は一年前の詩を改作し、題も馬衝古城へ改めて再び渙卿へ送付した。

改作の詩を送付し直してきた竹田の誠意は、渙卿に大いに感銘を与え、信頼を抱かせたのかもしれない。渙卿はその後さらに竹田に対し、九霞楼十二景を眺望する真景図の制作をも依頼した。

天保五年（一八三四）十一月の冬至、大坂の中之島に寓居を構えていた竹田は横長の絹に着色の《三津浜図》を制作して渙卿の期待に応えた。

そして竹田の晩年にあたる天保六年（一八三五）六月四日、豊後から大坂を目指して瀬戸内海を航行する途上、安芸へ到る前、候潮（潮待）のため三津浜へ停泊した竹田は、浜辺に建つ九霞楼を訪ね、ついに渙卿に会った。

唐津屋と号して海産物問屋と清酒醸造業を営み、町を代表する商人だったのと同時に、栗田樗堂門下の俳人でもあり、町を代表する文人でもあった渙卿は、自慢の九霞楼に竹田を泊め、九醞流霞の美酒と瀬戸内海の鮮魚で歓迎し、これに応じて竹田は前日の船上の想いを詩にして九霞楼主人に贈った。これが竹田と渙卿の間の、最初で最後の面会だったに相違ない。渙卿は稀代の大文人の最期の年に身近に接して、酒を酌み交わす幸運に恵まれたのである。

八 九霞楼眺望之図

竹田研究上の新史料として『九霞楼詩文集』を提出し、記述されている事実を整理し、九霞楼主人渙卿と竹田の接点についてその流れを明らかにする本稿の目的は、以上の論で果たされた。最後にこれを踏まえた上で、さらに新史料一点の存在を示唆して、改めて竹田筆《三津浜図》を考えたい。

山陽は『九霞楼記』において、伊予には一度も行ったことがないと前置きをした上で、渙卿から送付されてきた九霞楼十二景の眺望之図を見て現地の様子を想像し、さらびやかな言葉で表現して雅趣を称えたのち、九霞楼という名を美酒の存在に因んだものと解して、いつかは三津浜へ寄って渙卿を訪ね、楼上で鮮魚と美酒を味わいながら渙卿と語り合いたいと述べ、その暁には、楼の窓から風景を実見した上で改めて『九霞楼記』を書き直したいと告げて文章を結んだ。しかし結局、山陽が三津浜を訪れることはなかった（註18）。

これに対して竹田は少なくとも三度は三津浜に来ていたと見られる。一度目は文化八年（一八一）閏二月で、豊後の三佐から備後の神辺へ行く途上に三津浜

に滞留した(註19)。二度目は先に見た通り文政十二年(一八二九)四月二十六日、三津浜に上陸して梅津寺を訪ねたが、翌日には御手洗へ移動した。三度目が、本稿で明らかにしたように天保六年(一八三五)六月四日であり、三津浜に上陸して九霞楼を訪ね、渙卿から歓迎を受けた。

三度目の三津浜来訪時に竹田は九霞楼を訪ねたが、前年に彼が制作した《三津浜図》にそれが反映されることはなかった。無論それに先んじて既に三津浜に来たことが少なくとも二度あったから、所見の記憶は制作に反映されたかもしれないが、制作の全体は渙卿から送付された九霞楼眺望之図に基づいていた。竹田の図に描かれた地形を文政六年(一八二三)の古地図(註20)と比較するなら、この真景図は実景に概ね一致していると認められるが、それは竹田が実景を見て描いたからではなく、渙卿から送られた九霞楼眺望之図に基づいて描いたからであると見なければならぬ。

実は渙卿が山陽や竹田をはじめ海内の数多の文人に宛て送付した九霞楼眺望之図は、送付の際にそれと一緒に竹筒に封入した依頼状と料紙と併せて、現存しているようである。《豫州三津濱 九霞楼眺望之圖 同十二景詩詠題》と題された図の巻頭の、港山から興居島の麓までの部分の写真が、依頼状と料紙の写真と併せて、高市俊次氏の論文に図版で掲載されている(註21)。その図版を竹田の《三津浜図》の該当部分と比較すれば概ね一致していると認められる。竹田の絵では三津浜と港山との間の入江が描かれていないが、これは渙卿の九霞楼眺望之図においてそこが図の範囲から外れていて、描かれていなかったからであると判る。竹田が九霞楼眺望之図の構図と構成要素に忠実に従って《三津浜図》を制作したことは明らかである。

送付されてきた図をなぞるようにして制作されたとも言える真景図に迫真性を感ずることができる。それは三津浜を二度も実見した竹田の記憶が作用した結果である以上に、竹田の技量と詩情が発揮された結果であるに相違ない。山や松や波の姿が細密に描き込まれたことによって図は画に変容し、風景は実在

性を増し、竹田ならではの品格も加えた。そもそも渙卿の定めた九霞楼眺望之図に枠付けられた制作の中で、そこに竹田が新たに加えることのできる要素は、絵画表現の実在性の外には雅趣あるのみではなかったらうか。しかるにそれこそは竹田に期待され得る重要な要素だったはずである。

竹田は渙卿から送付された九霞楼眺望之図の簡潔で素朴な描画を見て、かつて実見した三津浜の実景を想起しつつ、図中に渙卿が記した九霞楼十二景の説明には詩を読み取り、雅趣に満ちた理想の風景を胸中に思い描き、迫真性に富んだ仕方まで造形して、真景を描き出してみせたのだらう。竹田が《三津浜図》において実景を主題としてその実在性を借りながらも、いわば現実を超えるように、古典の文雅にも繋がり得る詩情を湛えた山水に変容させたことは、九霞楼眺望之図との比較から明らかである。

三津浜の風景に雅の詩情を見る九霞楼の趣向は、やがては九霞楼をも超えて広がり、継承されたのだらうか。明治八年(一八七五)十一月十三日の朝、三津港上の石崎家の抱山枕海楼から朝市を見て、酒間、その様子を描き、賛に「山は樵る可く水は漁る可し。大夫招けども車に登らず。」と書いて当地の人々の満ち足りた生活を祝福した富岡鉄斎四十歳の傑作《三津浜漁市図》(清荒神清澄寺「鉄斎美術館」蔵)にも、余波が及んでいるように見受けられる(註22)。

興味深いことに鉄斎は、三津浜出身の文人画家である天野方壺が東海三神山の一である方壺(方丈)の名を自身の号に用いた理由について「其近傍興々島有ル故二方壺ノ字ヲ用フ」と証言していた(註23)。九霞楼十二景にも母居朝暾と御盥残月の二景で選ばれて、竹田筆《三津浜図》にも麗しく描かれ、伊予の小富士とも呼ばれて愛されている興居島が、明治期には、ついに仙境そのものにさえも見立てられていたのである(註24)。

註

- (1) 展覧会の概要については、展覧会図録『出光美術館所蔵 文人画名品展』(二〇一二年、愛媛県美術館友の会) を参照。
- (2) 宗像晋作「館蔵 田能村竹田筆『三津浜真景図』について―その制作背景をめぐって」、『出光美術館研究紀要』第十号(二〇〇四年)。
出光佐千子「表紙図版解説」三津浜図、「出光美術館 館報」162号(二〇一三年)はその趣旨を簡潔にまとめている。
- (3) 松田渙脚に関する史料としては、彼の編んだ『九霞楼奇題人名録』の写本(一九〇九年、愛媛県立図書館蔵)に寄せた西園寺源透による序文がある。これは、西園寺源透が明治四十二年(一九〇九)七月二十日、炎天下に松田家を訪ね、聴取して得た情報に基づいた論述であることが文中に明かされている。このほか、この史料を取り上げた研究として、美山靖「九霞楼詩文集」、『愛文』第十四号(一九七八年、愛媛大学法文学部国語国文学研究会)、高市俊次「伊予俳人拾遺―九霞楼主人松田渙郷とその周辺について」、『教育研究集録』第二十二集(一九九〇年、愛媛県立松山東高等学校)等。
- (4) 頼山陽の『九霞楼記』の引用にあたっては、『九霞楼詩文集』写本(愛媛県立図書館蔵)元の巻の丙「九霞」に九番「頼襄九霞楼記」として収録されている文に基づいた。
- (5) 前掲、美山靖「九霞楼詩文集」。
- (6) 前掲「九霞楼奇題人名録」、序文。
- (7) 下中邦彦編『日本歴史地名大系第三九巻 愛媛県の地名』(一九八〇年、平凡社)、399頁の項目「忽那山城跡」。
- (8) 宗像健一編『大分県先哲叢書 田能村竹田 資料集 書簡編』(一九九二年、大分県教育委員会)、168―169頁。
- (9) 宗像健一「田能村竹田基本画譜」解説篇(二〇一一年)213頁。宗像健一「大分県先哲叢書 田能村竹田」(一九九三年、大分県教育委員会)、192頁。
- (10) 前掲「田能村竹田基本画譜」、213頁。
- (11) 前掲「田能村竹田基本画譜」、217―218頁。
- (12) 前掲「田能村竹田基本画譜」、217頁。
- (13) 前掲「田能村竹田基本画譜」、218―219頁。
- (14) 前掲「田能村竹田基本画譜」、222頁。
- (15) 前掲「九霞楼奇題人名録」、序文。
山陽が『九霞楼記』を完成させたのは文政五年(一八二二)正月だったが、さらにそれから二年後にあたる文政七年二月三日、再び渙脚の需めに応じて今度は『帯江楼記』を制作していた山陽は、そのために渙脚から送られていた絹に替えて、鳩居堂創案の、罫線を織り込んだ絹を使用した旨を書状で渙脚に伝えた。その書状の中に山陽は「家母、國元に居申候を當春は迎候て、京の花親致させ候積に候。其歸國之時は小生見送之可申と存候。いまだしかとした事は難申候へども、萬一乘興候はば、其上りかけに豫地一遊可仕哉とも存居候。さ候へば九霞樓記に申候通之義相樂居申候。併頼と當にはなり不申候事」とも述べていた(引用に際しては句読点を補った)。山陽がわざわざ旧作である『九霞楼記』に言及したことは、渙脚がそれに特別な想いを抱いていたことへの、感謝の意をこめた反応であるように思われる。この書状は、景浦稚桃「頼山陽と伊豫」、「伊豫史談」第八十五号(一九九八年、伊豫史談会)で取り上げられた。
- (16) 前掲「田能村竹田基本画譜」、222頁。
- (17) 前掲「田能村竹田基本画譜」所載の印譜の二十四番。同書、188頁。
- (18) 前掲、景浦稚桃「頼山陽と伊豫」。
- (19) 前掲「田能村竹田基本画譜」、204頁。
- (20) 池田由美「三津の古建築ものがたり」(二〇一一年、愛媛新聞サービスセンター)、67頁。原資料は、登録有形文化財「森家住宅主屋」の二階に開設されている三津浜資料館に蔵されている。
- (21) 前掲、高市俊次「伊予俳人拾遺」。なお、高市氏には、渙脚の九霞楼眺望図及び依頼状等の所蔵者についても貴重な情報を賜った。それにもかかわらず本稿の締切日までの間に原資料の所在を確認し切れなかったのは筆者の問題である。
- (22) 鉄斎研究所編『鉄斎研究』第二十四号(一九七六年)の第二番。
- (23) 鶴田武良編『鐵齋筆録集成 第一巻』(一九九一年、便利堂)、一九五頁。「十二月廿六日、画匠天野方壺没。享年七十二、方壺者伊予人、其近傍興々島有ル故二方壺ノ字ヲ用フ、此方子之家ハ旧上立売新町西入町南側ニ在リシ佐野紹益ノ別荘、名妓芳野之旧宅也、明治八年比取毀チ、此二引遷ス」。
- (24) 天野方壺が明治十九年(一八八六)に制作した紙本淡彩《興居島古和田山海之図》一幅(個人蔵)には、「暮春三月重三日、奥島桃花已満山、三十年前吾不識、幸逢佳節即開顔。」「余去故國三十餘年矣、其前無聞奥島種桃多樹、想維新以後土人移其樹、以得佳果、今如此盛乎。余曾不赴圖句及之時、明治十九年晚春客次、三木六三郎君應需、壺道人造之、塞責。」の自賛があるが、ここに謳われる春三月三日の満開の桃花は武陵桃源を連想させ得る。
- ただし、ここに「三十年前」、「去故國三十餘年」とあるのは「暮春三月重三日」に合わせた詩文ならではの表現と見るべきで、正確な事実関係をいえば、方壺が三津浜から京都へ出たのは明治十九年から数えて五十年前にあたる天保七年(一八三六)十三歳のときである。興居島

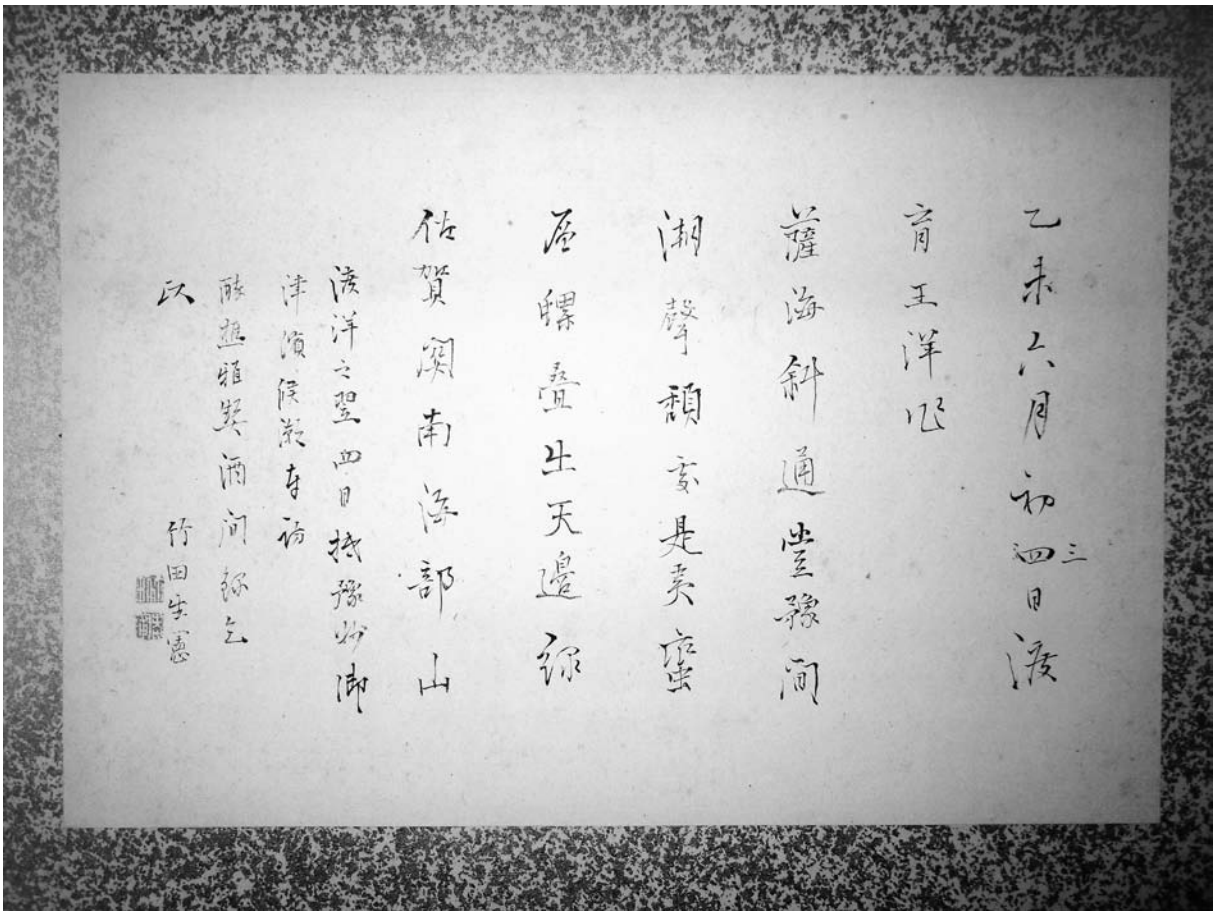
で桃の栽培が始まったのは天保六年以後であると伝えられているから、「三十年前」、「去故国三十余年」の数字を「五十」に置き換えれば、事実関係を正確に表した賛であると読める。

方壺の生涯については、梶岡秀一「文人画家天野方壺履歴の概説」、『愛媛県美術館 研究紀要』第三号(二〇〇四年)。梶岡秀一「天野方壺印章についての覚書―角田家旧藏品を中心に」、『愛媛県美術館 平成十七年度年報・研究紀要』第五号(二〇〇六年)。

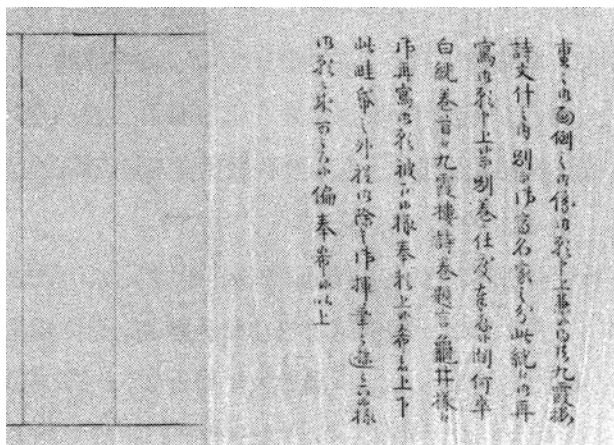
〔付記〕

公益財団法人出光美術館をはじめ、登録有形文化財「森家住宅主屋三津浜資料館、愛媛県立図書館、松山市坂の上の雲ミュージアム、高市俊次氏、袖山俊夫氏、岡本綾氏、井上淳氏、川島佳弘氏に協力を賜りました。記して感謝の意を表します。

田能村竹田筆《三津浜図》絹本着色 / 掛軸一幅 出光美術館蔵



田能村竹田筆《乙未六月初三日渡育王洋作》紙本墨書 / 貼交屏風の内 三津浜資料館蔵



松田漢卿編《豫州三津濱 九霞樓眺望之圖 同十二景詩詠題》(部分)

松田漢卿筆 九霞樓詩文依頼状

(以上二点ともに高市俊次氏の論文「伊予俳人拾遺 一九霞楼主人松田漢卿とその周辺について」、『教育研究集録』第二十二集から転載。)